

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 4月26日	第200号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目	次	ページ
<b>規</b>	<b>則</b>	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則 (総務・行政改革推進室)	(第61号)	4
<hr/>		
<b>告</b>	<b>示</b>	
○ 名古屋市みどりが丘公園の使用料等の徴収事務の委託について (緑土・緑地利活用課)	(第235号)	7
○ 有料公園施設の供用月日の変更について (緑土・緑地管理課)	(第236号)	8
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について (緑土・緑地管理課)	(第237号)	9
○ 有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について (緑土・緑地管理課)	(第238号)	10
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について (消防・総務課)	(第239号)	12
○ 名古屋市場輝荘施設の使用料の徴収事務の委託について (観光・歴史まちづくり推進室)	(第240号)	13
○ 都市公園を設置すべき区域の決定について (緑土・緑地管理課)	(第241号)	14
○ 有料公園施設等の供用月日の変更について (緑土・東山総合公園管理課)	(第242号)	16
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課)	(第243号)	17
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第244号)	23
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課)	(第245号)	24
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課)	(第246号)	25
○ 指定地域密着型サービス事業者等の廃止 (健福・介護保険課)	(第247号)	27
○ 指定介護療養型医療施設の辞退 (健福・介護保険課)	(第248号)	29
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課)	(第249号)	30
○ 犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について (健福・食品衛生課)	(第250号)	32
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について (環境・地域環境対策課)	(第251号)	33

達

- 課の係及び分掌事務規程の一部改正（総務・行政改革推進室）（第24号） 34

公

告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の  
公告 (経済・地域商業課) 37
- 令和 5年度名古屋市職員第 1類・免許資格職採用試験公告  
(人事・任用課) 39
- 土地改良区の役員の就任の公告 (緑土・都市農業課) 56

## 規 則 の あ ら ま し

### ○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第61号）

#### 1 改正内容

低所得世帯に対する給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る事務を実施するため、主幹を設置し、対応する分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 9条関係）

#### 2 施行期日

令和 5年 4月21日から施行します。

---

## 達 の あ ら ま し

### ○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第24号）

#### 1 改正内容

低所得世帯に対する給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る事務を実施するため、主査を設置し、対応する分掌事務を追加することに伴い、規定を整備します。（第 1条関係）

#### 2 施行期日

令和 5年 4月21日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月20日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第61号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条財政局税務部税制課の項中第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関すること。

(10) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。

第2条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 低所得世帯に対する給付金に関すること。

第2条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 子育て世帯生活支援特別給付金に関すること。

第9条第1項の表財政局税務部の項中

「

固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究	1 固定資産評価審査委員会に関すること。	1
	2 市税（個人の県民税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。	
	3 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。	

を

「

低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整	1 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関すること。	1
固定資産評価審査委員会事務及び特命事項に係る調査研究	1 固定資産評価審査委員会に関すること。	1
	2 市税（個人の県民税を含み、軽自動車税の環境性能割を除く。）に係る審査請求その他不服申立て及び犯則事件に関すること。	
	3 税務事務運営の適正化のための監察及び指導に関すること。	

に改め、同表健

康福祉局高齢福祉部の項中

包括的支援 の推進に係 る企画調整	1 包括的支援の推進に係る企画及び調 整に関する事	1
	2 生活困窮者に対する自立の支援に関 すること。	

を

包括的支援 の推進に係 る企画調整	1 包括的支援の推進に係る企画及び調 整に関する事	1
	2 生活困窮者に対する自立の支援に関 すること。	
低所得世帯 に対する給 付金	1 低所得世帯に対する給付金に関する こと。	1
	2 前号に掲げる事項に係る経理に関す ること。	

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月21日から施行する。

名古屋市告示第 235号

名古屋市みどりが丘公園の使用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料及び手数料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称及び委託した相手方

施設の名称	委託した相手方
名古屋市みどりが丘公園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 みどりの風グループ 代表者 千 田 博 之

2 徴収を委託した使用料等

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）第16条第 1項に規定する管理料及び第18条第 2項に規定する手数料

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地利活用課

名古屋市告示第 236号

有料公園施設の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用月日を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 5年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称

庭園本館、白鳥庭園及び駐車場（白鳥公園）

2 変更内容

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日までの毎月第 3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日に当たるときは、第 4水曜日）を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 237号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
庭園（徳川園）	名古屋市東区徳川町1017番地 公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館 館長 徳 川 義 崇

2 収納を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 238号

有料公園施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のように使用料の徴収事務（口座振替により徴収するものを除く。）を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称及び委託した相手方

有料公園施設の名称	委託した相手方
駐車場（荒子川公園）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者 千 田 博 之
陸上競技場（庄内緑地）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者 千 田 博 之
テニスコート（庄内緑地）	
ゲートボール場（庄内緑地）	
グリーンプラザ室内広場 （庄内緑地）	
白鳥庭園（白鳥公園）	名古屋市瑞穂区中山町 6丁目 3番地の 2 しろとりの杜グループ 代表者 岩 間 紀久裕
庭園本館（白鳥公園）	
駐車場（白鳥公園）	

駐車場（戸田川緑地）	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号 チームYMO 代表者 千 田 博 之
------------	---

2 徴収を委託した使用料

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第12条第 1項に規定する使用料

3 委託期間

(1) 駐車場（戸田川緑地）

令和 5年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

(2) (1) 以外の施設

令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 239号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 5年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「  
名古屋市昭和消防署  
白金出張所  
名古屋市昭和区福江二丁目 8番11号  
」を

削る。

附 則

この告示は、令和 5年 5月 1日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 240 号

名古屋市場輝荘施設の使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定により、次のように施設の使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

令和 5 年 4 月 19 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号  
城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体  
代表者 公益財団法人名古屋まちづくり公社  
理事長 馬淵 幸男

2 徴収を委託した使用料

名古屋市場輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）第 3 条に規定する観覧料及び同条例第 5 条第 1 項に規定する使用料

3 委託開始期日

令和 5 年 4 月 1 日

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 241号

都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第33条第1項の規定により、都市公園を設置すべき区域を次のように決定します。

令和 5年 4月20日

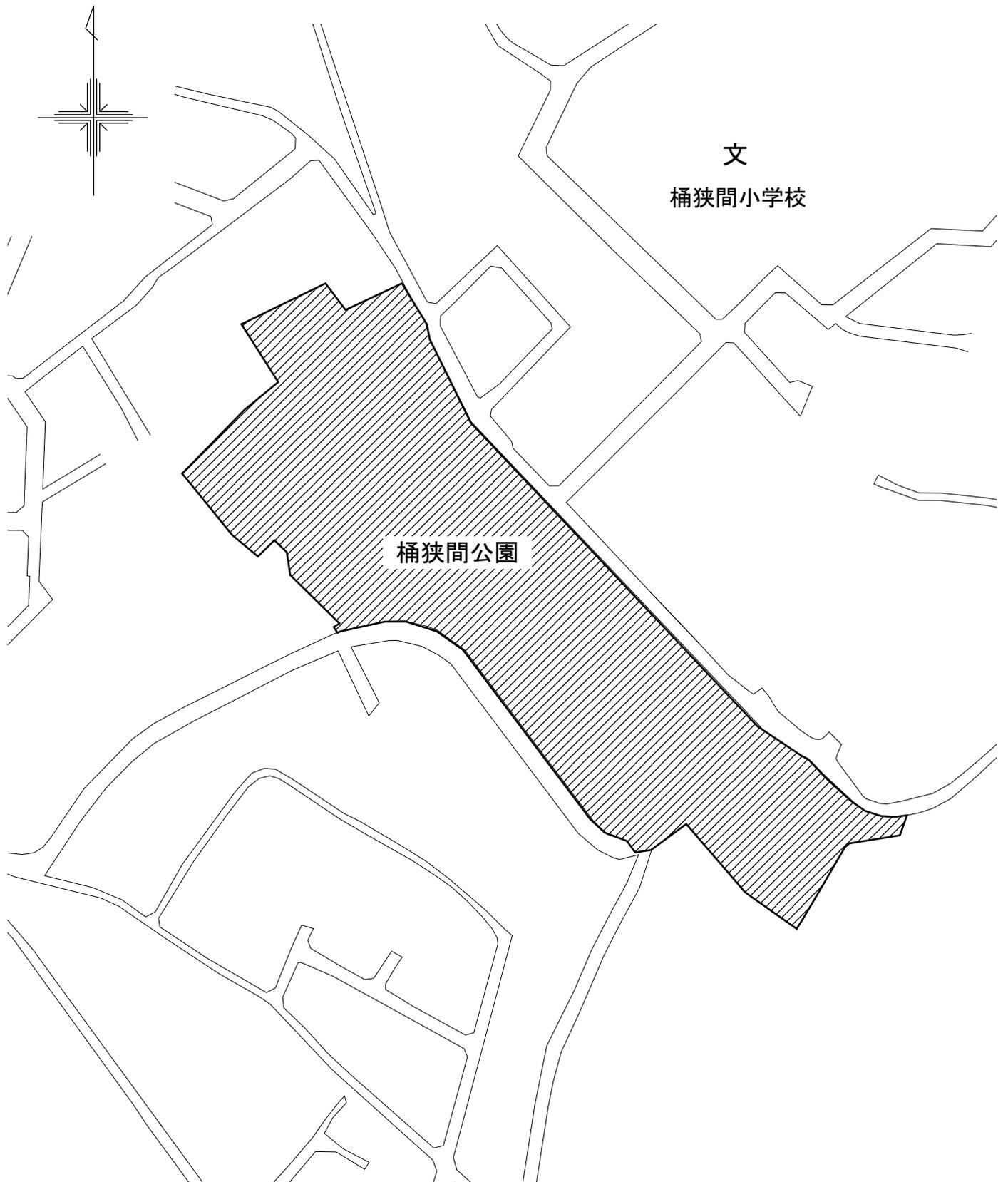
名古屋市長 河 村 たかし

新設する区域

設置を予定する 公園の名称	区域の所在地	区域
桶狭間公園	緑区桶狭間神明	附 図

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

附 図



 都市公園を設置すべき区域

名古屋市告示第 242号

有料公園施設等の供用月日の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日を変更します。

令和 5年 4月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

動植物園（一部区域に限る。）、展望塔、正門前駐車場、北園門前駐車場、植物園東駐車場、上池駐車場、星が丘駐車場、動物園西駐車場、緑橋下駐車場（東山公園）及び展望塔前駐車場（東山公園）

2 変更内容

令和 5年 5月 1日を供用する日に変更します。

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

## 名古屋市告示第 243号

### 市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 第 1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和5年4月28日（金）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和5年4月28日（金）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

#### ウ 住まいの窓口

令和5年4月28日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

## 3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 5月 9日（火）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階  
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先  
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 5月 9日（火）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 5月10日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 5月12日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 116戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

## 第 2 多家族・多子世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 6戸

## 第 3 単身者向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正

12年法律第48号)の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しよう

とする者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 5年 5月 9日（火）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 5年 5月 9日（火）午前10時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 5年 5月10日（水）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 5年 5月12日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 23戸

事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 244号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当します。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区船見町 1番42の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 245号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和4年名古屋市告示第 247号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域  
名古屋市西区中小田井四丁目 380番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 246号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 53条第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メド イット	カミングホーム 鳴子	名古屋市緑区鳴 子町一丁目 7番 地の 3	令和 4年 10月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
有限会社アッ ト	あいりナーシ ングホーム	名古屋市西区玉 池町 218番地	令和 5年 1月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
社会福祉法人 かなえ福祉会	グループホー ム すないの 家 千種	名古屋市千種区 新西二丁目 6番 27号	令和 5年 1月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

医療法人吉祥 会	介護付有料老 人ホーム 吉 祥館	名古屋市港区船 頭場一丁目 314 番地	令和 5年 3月 1日	特定施設入居者生 活介護 介護予防特定施設 入居者生活介護
-------------	------------------------	----------------------------	----------------	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 247号

指定地域密着型サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項、第99条第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者、介護老人保健施設開設者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 なごや平和福祉会	グループホームへいわ	名古屋市中区平和二丁目 2番36号	令和 5年 3月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社川島 コーポレーション	瑞穂やわらぎ苑	名古屋市瑞穂区井の元町 205番地	令和 5年 3月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社シャ トラス	グループホームはるた	名古屋市中川区東春田三丁目 198番地	令和 5年 3月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

株式会社ハルス	グループホームはるすのお家みなみ	名古屋市南区明円町 210番地の1	令和 5年 3月31日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
医療法人東光会	老人保健施設康陽	名古屋市東区代官町 3番 2号	令和 5年 2月28日	介護保健施設サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 248号

指定介護療養型医療施設の辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退がありました。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日	サービスの種類
名古屋市	名古屋市厚 生 院	名古屋市名東区勢 子坊二丁目1501番 地	令和 5年 3月31日	介護療養施設サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 249号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第41条第 1項、第42条の 2第 1項、第 48条第 1項、第53条第 1項及び第54条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 愛生福祉会	特別養護老人 ホームしだみの 里	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷2074番地の 3	令和 5年 4月 1日	介護老人福祉施設
社会福祉法人 愛生福祉会	しだみの里シ ョートステイ	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷2074番地の 3	令和 5年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
社会福祉法人 名北福祉会	グループホー ムめいほく	名古屋市北区上 飯田南町 5丁目 53番地	令和 5年 4月 1日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

株式会社フロンティアの介護	グループホームやだの憩	名古屋市東区矢田南二丁目13番22号	令和 5年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社フロンティアの介護	グループホームはるたの憩	名古屋市中川区東春田三丁目198番地	令和 5年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社ひかりサービス	グループホームジョイア笠寺	名古屋市南区明円町 210番地の1	令和 5年 4月 1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 250号

犬の登録申請手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように手数料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市中区大須四丁目12番21号  
公益社団法人 名古屋市獣医師会  
会長 三浦 春水

2 収納を委託した手数料

名古屋市保健衛生関係手数料条例（平成12年名古屋市条例第47号）第 2条第 1項第36号に規定する犬の登録申請手数料及び同項第37号に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料

3 委託期間

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課

名古屋市告示第 251号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 4月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市千種区東山元町 6丁目 1番 1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市達第24号

財 政 局  
 健 康 福 祉 局  
 子 ども 青 少 年 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月20日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。                      (略)                      財 政 局                      (略)                      税 務 部                      税 制 課                      税 務 係                      (1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。                      (略)                      財 政 局                      (略)                      税 務 部                      税 制 課                      税 務 係                      (1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関すること。</u></p> <p><u>(12) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。</u></p> <p><u>(13) (略)</u>                      主 査 (低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整) (2)</p> <p><u>(1) 低所得世帯に対する給付金の支給に係る調整に関すること。</u>                      主 査 (子育て世帯生活支援</p>

<p>(略)</p> <p>健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>高齡福祉部</p> <p>(略)</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>地域福祉係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>主 査 (包括的支援の推進に係る企画調整)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>子ども青少年局</p> <p>(略)</p> <p>子ども未来企画部</p> <p>子ども未来企画室</p> <p>子ども未来企画係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (児童福祉システム標準化)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>特別給付金の支給に係る調整)</u></p> <p>(1) <u>子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>健康福祉局</p> <p>(略)</p> <p>高齡福祉部</p> <p>(略)</p> <p>地域ケア推進課</p> <p>地域福祉係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>低所得世帯に対する給付金に関すること。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>主 査 (包括的支援の推進に係る企画調整)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>主 査 (低所得世帯に対する給付金) (2)</u></p> <p>(1) <u>低所得世帯に対する給付金に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>子ども青少年局</p> <p>(略)</p> <p>子ども未来企画部</p> <p>子ども未来企画室</p> <p>子ども未来企画係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>子育て世帯生活支援特別給付金に関すること。</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (児童福祉システム標準化)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>主 査 (子育て世帯生活支援特別給付金)</u></p> <p>(1) <u>子育て世帯生活支援特別給付金に関すること。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

この達は、令和5年4月21日から施行する。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス志段味店

名古屋市守山区桜坂一丁目 102番 ほか 1筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前		変更後	
名 称	所在地	名 称	所在地
ドラッグコスモス下志段味店	名古屋市守山区大字吉根字日ノ後 603番 ほか 2筆	ドラッグコスモス志段味店	名古屋市守山区桜坂一丁目 102番 ほか 1筆

### 3 変更の日

- (1) 店舗の名称については、平成30年 8月18日
- (2) 店舗の所在地については、令和 4年11月26日

### 4 変更した理由

- (1) 店舗の名称については、名称変更のため
- (2) 店舗の所在地については、土地の名称及び地番の変更のため

### 5 届出の日

令和 5年 4月10日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 4月17日から同年 8月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 8月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和5年度名古屋市職員第1類・免許資格職採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和5年4月18日

名古屋市人事委員会委員長 市橋克哉



令和5年度 夏実施試験

## 名古屋市職員採用試験案内

(第1類 [大学卒業程度・22歳から30歳])

(免許資格職)

令和5年4月18日

名古屋市人事委員会

【申込期間】

4月20日(木)から5月8日(月)までの申込完了分有効

### 『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的  
に行動できる人材を求めています。

#### TOPIC

- ▶【応用化学】【造園】の教養試験が、特別な対策が必要ない基礎能力試験に変わります。  
(専門試験は変わりません。)



#### <お問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

## 募集内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
第1類	事務	社会福祉	10名程度 児童福祉施設・児童相談所、区役所、保護施設等における相談・指導（夜間業務を含みます。）、生活保護、精神保健福祉、福祉施策に関する業務 など
		心理	10名程度 ・ 児童相談所等における心理判定、心理治療、相談・指導（夜間業務を含みます。） ・ 区役所における相談・指導、生活保護、精神保健福祉 など
	技術	応用化学	5名程度 本庁各局や公所等における上下水道設備の管理等、環境保全活動の推進、水質検査・水質管理 など
		造園	5名程度 本庁各局や公所等における公園・緑地・街路樹等の維持管理、設計、施工監理 など
	研究（応用化学）	若干名 工業研究所等における工業製品、生産技術等に関する試験、研究、技術支援 など	
	研究（農芸化学）	若干名 衛生研究所等における食品衛生に関する化学物質等の試験検査、分析、調査研究 など	
	研究（獣医）	若干名 衛生研究所等における微生物等の試験検査、分析、調査研究 など	
	学校事務	10名程度 本市の小・中学校又は特別支援学校における事務（予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生 など）	
	消防	90名程度 消防署等における火災の予防又は鎮圧、地域防災、救急・救助など （主に交替制勤務に従事します。また、一部の業務を除き、性別による従事制限はありません。なお、本市の消防学校に入校し、全寮制による教育を受けた後に配属されます。）	
	免許資格職	衛生	10名程度 ・ 保健センター等における食品衛生、環境衛生、薬務、公害対策に関する監視指導、検査、環境教育 ・ 清掃工場での薬品管理、産業廃棄物処理業等の指導監督 など
獣医		5名程度 ・ 動物愛護センター、東山動物園等における獣医療等 ・ 食肉衛生検査所におけると畜検査 ・ 保健センター等における食品衛生、環境衛生、薬務、公害対策に関する監視指導、検査、環境教育 など	
保育Ⅰ		65名程度 保育所における児童の保育 など	
保育Ⅱ		若干名 保育所以外の児童福祉施設（夜間業務を含みます。）等における児童の保育 など	
管理栄養		若干名 保健センター、福祉施設等における栄養指導、献立作成 など	

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

## ● 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

### (1) 年齢要件

試験区分		年齢要件
第1類	事務・技術 研究・学校事務 消防	次のいずれかに該当する方 ・平成5年(1993年)4月2日から平成14年(2002年)4月1日までに生まれた方 ・平成14年(2002年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和6年(2024年)3月31日までに卒業見込の方を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方
	衛生 管理栄養	
免許資格職	獣医	次のいずれかに該当する方 ・昭和63年(1988年)4月2日から平成14年(2002年)4月1日までに生まれた方 ・平成14年(2002年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した方(令和6年(2024年)3月31日までに卒業見込の方を含む。)又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方
	保育Ⅰ・Ⅱ	平成5年(1993年)4月2日から平成16年(2004年)4月1日までに生まれた方

### (2) 資格要件等(該当試験区分のみ)

試験区分	資格要件等
心理	下記のいずれかに該当する方 1 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和6年(2024年)3月31日までに卒業する見込みの方(※) 2 公認心理師となる資格を有する方又は令和6年(2024年)3月31日までに取得する見込みの方 3 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和6年(2024年)3月31日までに修了する見込みの方(※) 4 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和6年(2024年)3月31日までに卒業する見込みの方(※) (※) 1、3又は4に該当する方は、卒業(見込)証明書又は修了(見込)証明書、及び成績証明書を提出していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。
消防	日本国籍を有し、下記の条件4つすべてに該当する方 <b>【身体的条件】</b> ・矯正視力…両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・基本色の識別…赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・聴力…左右とも正常であること ・その他…消防官としての職務遂行に支障のないこと
衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和6年(2024年)3月31日までに有する見込の方 なお、食品衛生監視員の任用資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方 1 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方(※) 2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 3 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方(※) 4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方 (※) 1又は3に該当する方は、食品衛生監視員の任用資格を有することを証明する書類(学校等が発行する成績証明書等)を提出していただきます。詳しくは、第1次試験合格者に通知します。

獣医	獣医師の免許を有する方又は令和6年(2024年)3月31日までに有する見込の方
保育Ⅰ・Ⅱ	保育士の資格を有する方又は令和6年(2024年)3月31日までに有する見込の方 なお、保育士の資格を有する方とは、下記のいずれかに該当する方 1 厚生労働大臣の指定する指定保育士養成施設の卒業 2 保育士試験に合格
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は令和6年(2024年)3月31日までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込の方

### (3) 次のいずれにも該当しない方

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 〈その他〉

受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・ 受験資格となる免許や資格を取得（有する）見込である方 … P12「合格から採用まで」
- ・ 「消防」以外の試験区分で日本国籍を有しない方 … P12「合格から採用まで」、P14「その他」

## ● 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

### (1) 社会福祉・心理・応用化学・造園・研究・学校事務・衛生・獣医・管理栄養 区分

試験の流れ	日程
受験申込	4月20日(木)～5月8日(月)
受験票発行	5月23日(火)
受験教室のお知らせ	6月16日(金) 市ウェブサイトに公開します。
第1次試験	<p><b>6月18日(日)</b></p> <p><b>着席 午前9時00分</b></p> <p>終了予定 学校事務 午後1時30分頃 &lt;昼休憩なし&gt;            研究 午後3時00分頃 &lt;昼休憩あり&gt;            上記以外 午後4時00分頃 &lt;昼休憩あり&gt;</p> <p>・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。            詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。            ・第1次試験科目は、8ページ以降をご覧ください。</p> <p><b><u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u></b></p>
第1次試験合格者発表	6月28日(水)
第2次試験（個別面接）	7月19日(水)～7月31日(月)
最終合格者発表	8月15日(火)

#### <合格者発表について>

- 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

#### ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月4日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

#### イ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

#### <面接の日程について>

- 個別面接の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

## (2) 消防 区分

試験の流れ		日程
受験申込		4月20日(木)～5月8日(月)
受験票発行		5月23日(火)
受験教室のお知らせ		6月16日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験		<p style="text-align: center;"><b>6月18日(日)</b></p> <p><b>着席 午前9時00分</b></p> <p>終了予定 午後1時30分頃 &lt;昼休憩なし&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。</li> <li>・詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。</li> <li>・第1次試験科目は、9ページをご覧ください。</li> </ul> <p><b><u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u></b></p>
第1次試験合格者発表		6月28日(水)
第2次試験	個別面接①	7月7日(金)～7月11日(火)
	個別面接②の対象者発表	7月19日(水)
	個別面接②	7月29日(土)～8月3日(木)
	体力検査	7月26日(水)、7月27日(木)のうち1日
最終合格者発表		8月15日(火)

### <合格者及び対象者発表について>

- ・合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

#### ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月4日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

#### イ 個別面接①の結果通知

個別面接①を受験した方全員に、文書で通知します。個別面接②の対象者となった方で7月25日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課までご連絡ください。

#### ウ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

### <面接の日程について>

- ・個別面接①の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・個別面接②の日程は個別面接①の結果通知でお知らせします。
- ・試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

### (3) 保育Ⅰ・保育Ⅱ 区分

試験の流れ		日程
受験申込		4月20日(木)～5月8日(月)
受験票発送		5月23日(火)
受験教室のお知らせ		6月16日(金) 市ウェブサイトにて公開します。
第1次試験		<p style="text-align: center;"><b>6月18日(日)</b></p> <p><b>着席 午前9時00分</b></p> <p>終了予定 午後3時30分頃 &lt;昼休憩あり&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1次試験会場は、市内の大学等を予定しております。詳細は受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。</li> <li>・第1次試験科目は、10ページをご覧ください。</li> </ul> <p><b><u>なお、第2次試験の論文試験についても、第1次試験とあわせて実施します。</u></b></p>
第1次試験合格者発表		6月28日(水)
第2次試験	個別面接	7月15日(土)、16日(日)、8月5日(土)、6日(日)のうち1日
	ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)	上記個別面接と同日に実施します。
最終合格者発表		8月15日(火)

#### <合格者発表について>

- ・合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く。）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

#### ア 第1次試験合格者通知

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で7月4日(火)までに文書が届かない場合、至急、人事委員会事務局任用課（052 - 972 - 3308）までご連絡ください。

#### イ 最終結果通知

第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

#### <面接の日程について>

- ・個別面接の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

## ● 試験方法

### (1) 合格者の決定方法

- 各段階の合格者は、第1次試験以降の全ての得点を合計して決定します。
- 各段階のいずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。
- 試験実施日に受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。なお、第1次試験実施日にあわせて実施する論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は採点しません。

### (2) 試験の内容、出題分野

- 問題は活字印刷文による出題です。
- 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

#### ア 社会福祉・心理・衛生・獣医・管理栄養

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） <40問必須解答。ただし、衛生は一部選択解答> (各試験区分における出題分野は10ページ【別表】参照)	390点
第2次試験	個別面接	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月18日（日）実施》	600点

#### イ 応用化学・造園

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	基礎能力 試験 (75分)	公務員として必要な基礎的な知的能力をみる試験（択一式） (社会への関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力) <60問必須解答>	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験（択一式） <40問必須解答> (各試験区分における出題分野は10ページ【別表】参照)	390点
第2次試験	個別面接	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月18日（日）実施》	600点

## ウ 研究（応用化学、農芸化学、獣医）

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（社会科学《時事問題を含む》） <15問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <15問必須解答>	210点
	専門試験 (60分)	研究職として必要とされる各試験区分の分野に関連する知識をみる試験（択一式） <20問必須解答>	390点
第2次試験	個別面接	一般的な個別面接	900点
	専門面接	専門分野に関する個別面接	900点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月18日（日）実施》	600点

## エ 学校事務

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》） <25問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <25問必須解答>	600点
第2次試験	個別面接	個別面接	1,800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月18日（日）実施》	600点

## オ 消防

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (150分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験（択一式） 知識分野（人文科学、自然科学、社会科学《時事問題を含む》） <25問必須解答> 知能分野（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈） <25問必須解答>	600点
第2次試験	個別面接①	個別面接	600点
	個別面接②	個別面接 ※個別面接②対象者は、第1次試験及び個別面接①の得点を合計して決定します。	900点
	体力検査 (半日程度)	職務遂行に必要な基礎体力に関する検査6種目（上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、20mシャトルラン（往復持久走）〔文部科学省の新体力テスト実施要項に準拠〕） ※身体検査のうち、基本色の識別検査も同日に実施します。 ※個別面接②対象者のみ実施します。	600点
	身体検査	職務遂行上必要な身体的条件及び健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）を各自医療機関等で受検し、人事委員会事務局が指定する様式で提出していただきます。 なお、受検に必要な費用は受験者の負担になります。 詳細は、個別面接①の際にお知らせします。 基本色の識別能力検査は体力検査時に実施します。 ※個別面接②対象者のみ実施します。	—
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月18日（日）実施》 ※個別面接②対象者のみ採点の対象とします。	300点

カ 保育Ⅰ・Ⅱ

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (90分)	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験(択一式) 知識分野(社会科学《時事問題を含む》) <15問必須解答> 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) <15問必須解答>	210点
	専門試験 (90分)	専門的な知識をみる試験(択一式) <30問必須解答> (出題分野は下段【別表】参照)	390点
第2次試験	個別面接	個別面接	1,800点
	ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)	バイエル教則本の「No.80」「No.96」「No.97」(いずれも原書番号)のうち、1曲を演奏する実技試験を行います。 演奏する曲は試験当日に指示します。楽譜は各自でお持ちください。	(注)
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《6月18日(日)実施》	600点

(注) ピアノ実技は、職務遂行に必要なピアノ演奏能力を判定するものです(点数化しません)。

【別表】第1次試験専門試験の出題分野〔衛生を除き必須解答〕

試験区分	出題分野
社会福祉	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む)、社会調査
心理	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学
応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
造園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画を含む)、造園関連基礎
衛生	物理・化学・生物、衛生 <15問 必須解答>
	食品科学、応用微生物学、応用獣医学、畜産物利用学(18問) 薬理、薬剤、病態・薬物治療、薬事法規・薬事制度(22問) <以上40問中25問 選択解答>
獣医	基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学
保育Ⅰ・保育Ⅱ	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ・障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
管理栄養	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

## ● 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、14ページ「その他(3)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。複数の申し込みを確認した場合は、最初の申し込みを有効とします。申込内容を変更する場合は、以前の申し込みを確実に取り下げてから改めて申し込んでください。
- **申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いいたします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	<p>インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。</li> <li>・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 <a href="https://get.adobe.com/jp/reader/">https://get.adobe.com/jp/reader/</a></li> <li>・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。</li> <li>・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。</li> <li>・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (<a href="https://graffer.jp/faq/">https://graffer.jp/faq/</a>)」をご覧ください。</li> </ul>	
申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	<p>4月20日(木)から5月8日(月)までに申込が完了したもののみを有効とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。</li> <li>・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。</li> </ul>	
申込方法	<p>① 右の二次元コードを読み取り、名古屋市電子申請サービス (<a href="https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya">https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya</a>)にアクセスしてください。</p> <p>② キーワード検索で、「夏実施試験」と検索してください。</p> <p>③ 試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。</p>	
受験票等の交付 5/23～	<p>受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月23日(火)に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。(受験票はPDFファイルとして発行します。)</li> <li>・ 5月30日(火)までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。</li> </ul>
第1次試験 6/18	<p>受験票及び写真票兼承諾書の提示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。</li> </ul>

## ● 申込後の注意事項

申込後に記載内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課(052-972-3308)までご連絡ください。

## ● 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、各任命権者の人事担当課から合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、原則として令和6年4月です。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。

## ● 試験成績の閲覧

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例の規定に基づき、受験者本人又は受験者本人の委任による代理人が簡易な手続により閲覧することができます。

閲覧できる人	内 容	期 間	方 法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 総合順位	合格発表日当日からその翌月同日 まで（ただし、最終日が閉庁日の場 合は、次の開庁日まで） { <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9：00～12：00</li> <li>・ 13：00～17：00</li> </ul> （土・日・祝日・振替休日を除く。）	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目 1番1号)において、下記の書類を提示 してください。 なお、身分証明書は運転免許証等の <u>氏名及び生年月日</u> の記載があるもの に限ります。  受験者本人が閲覧する場合 ・ 受験票 ・ 身分証明書  〔代理人が閲覧する場合〕 ・ 受験票 ・ 委任状及び委任者（受験者） の身分証明書の写し ・ 代理人の身分証明書
第2次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 総合順位		

- (注) ・ 個別面接②の対象とならなかった方の閲覧期間は、最終合格者発表日以降です。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
  - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
  - ・ 必要提示書類（身分証明書及び受験票等）に不足がある場合は閲覧できません。
  - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください（自家用車での来庁はご遠慮ください）。

## ● 主な勤務条件

(1) 初任給の例 (令和5年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

事務・技術 学校事務・衛生	研究	消防	衛生 薬学に関する6年制 大学卒の場合	獣医 獣医に関する6年制 大学卒の場合	保育Ⅰ・Ⅱ (大学卒の場合)	管理栄養 (大学卒の場合)
213,095円	220,685円	218,615円	224,825円	227,930円	213,095円	217,580円

(注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。  
・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(4.40月分)などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等(勤務場所により別の定めとなる場合があります。)

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

## ● 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等がある場合は、公式Twitter及び公式LINEによりお知らせします。

(Twitterのフォロー・LINEの登録は16ページ<情報コーナー>をご参照ください。)

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、各機関が発行する遅延証明書等を提示するなど、状況の確認ができるようにしてください。

## ● 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

## ● 令和4年度実施結果

試験区分(注)	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
事務	1,457	373	3.9
技術	130	77	1.7

(注) 事務は行政A・行政A(自己PR)・行政B・情報・社会福祉・心理の合計  
技術は土木・建築・機械・電気・造園の合計

詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

## ● その他

### (1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

#### ア 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

#### イ 公の意思の形成への参画に携わる職

(代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。)

### (2) 本市職員で受験を希望する方

#### ア 会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員

受験資格を満たす場合は、この試験案内に従って申し込みをしてください。

#### イ 上記以外の本市職員

所属長を通じて手続きをすることとなります。所属長へ申し出をしてください。

### (3) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

#### ア 申込書の請求期限 … 4月24日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

(注) 申込書は、4月25日（火）以降、到達順に順次発送します。

#### イ 申込書の提出期限 … 5月8日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

#### 《申込書の請求手続》

#### 1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類・免許資格職採用試験申込書（〇〇（試験区分）請求」（朱書き）

(例) 「第1類採用試験申込書（心理）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

#### 2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

#### 3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

#### 4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

#### (4) 第1次試験会場

第1次試験会場は、市内の大学等を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。  
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

## ＜情報コーナー＞

### ◇ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員のインタビューを掲載しています。  
ぜひご覧ください！



### ◇ 「名古屋市職員総合案内-技術職-」について

名古屋市の技術職の魅力ややりがい、  
業務内容などを掲載したパンフレットです。ぜひご覧ください！



### ◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。



### ◇ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています。  
フォローをお待ちしております！



### ◇ 名古屋市公式LINEについて

人事委員会の実施する採用試験等の情報を配信しています。  
お友達登録後、受信設定画面から「職員採用情報」カテゴリを登録してく  
ださい。未登録の場合、配信されるメッセージを受信できません。



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

## 土地改良区の役員の就任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、茶屋新田土地改良区の役員が次のように就任した旨の届出がありました。

令和 5年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

### 就任役員

理事 近藤 松一 名古屋市港区大西三丁目 8番地

名古屋市緑政土木局都市農業課